令和8年度

業務概要

（令和7年度実績）

福岡市障がい者更生相談所

目　　次

Ⅰ　福岡市障がい者更生相談所の概要 …… 1
　　名称、沿革、所在地、組織、業務概要

Ⅱ　身体障害者更生相談所関係業務
　1　身体障害者手帳の認定 …… 4
　2　補装具の判定件数 …… 5
　3　自立支援医療（更生医療）の判定件数（障がい区分別） …… 6
　4　身体障害者福祉法第１５条に基づく医師の指定 …… 7
　5　障害者総合支援法第５９条に基づく自立支援医療機関の指定 …… 8
　6　指定医師研修会 …… 9
　7　関係職員研修（知的障害者更生相談所関係業務を含む） ……10

Ⅲ　知的障害者更生相談所関係業務
　1　療育手帳の判定（更生相談所判定分） ……11
　　判定件数、方法別判定状況、障がい程度別判定状況、年代別判定状況
　2　相談の項目及び件数 ……12
　3　判定の項目及び件数 ……12

Ⅳ　資料
　1　福岡市の障害者手帳交付台帳登載数 ……13
　（１）身体障害者手帳交付台帳登載数 ……14
　（２）療育手帳交付台帳登載数 ……17
　2　福岡市障がい者更生相談所条例 ……19
　3　福岡市立心身障がい福祉センターの概要 ……20
　案内図 ……21

Ⅰ　福岡市障がい者更生相談所の概要

１　名　　称　　福岡市障がい者更生相談所

（身体障害者福祉法第11条による身体障害者更生相談所と知的障害者福祉法第12条による知的障害者更生相談所が統合された行政機関です。）

２　沿　　革

昭和54年５月１日　福岡市身体障害者更生相談所として開設

・身体障害者更生相談所の業務開始

平成５年４月１日　福岡市障害者更生相談所に組織変更

・知的障害者更生相談所の設置　同年9月より福岡市療育手帳制度要綱に基づき業務開始

平成17年４月１日　福岡市において「障害」の表記を「障がい」に変更することとなり、名称を福岡市障がい者更生相談所に改める。

３　所　在　地

福岡市中央区長浜１丁目２番８号　〒810-0072

福岡市立心身障がい福祉センター（あいあいセンター）5階

ＴＥＬ　(092) 713-8900　　ＦＡＸ　(092) 715-3587

E-mailアドレス　shogaishasodan.PWB@city.fukuoka.lg.jp

４　組　　織

職員７人 会計年度任用職員８人 嘱託医１４人で構成、合計２９人です。
（令和８年４月１日現在）

障がい者更生相談所　（所長１人）
- 身体障がい者相談判定係　（係長１人）
 - 事務職員　（職員３人）
 - 補装具等相談員（理学療法士・作業療法士）　（会計年度任用職員２人）※1
 - 看護師　（会計年度任用職員２人）
- 知的障がい者相談判定係　（係長は所長の事務取扱）
 - 心理判定員　（職員２人、会計年度任用職員２人）
- 一般事務　（会計年度任用職員１人）
- 文書整理等補助員　（会計年度任用職員１人）

嘱託医師　１４　人・・・特別職非常勤職員

・ リハビリテーション科医師	（ ２ 人）	・ 整形外科医師	（ １ 人）
・ 眼科医師	（ １ 人）	・ 耳鼻咽喉科医師	（ ２ 人）
・ 精神科医師	（ ３ 人）※2	＊ 循環器科医師	（ １ 人）
＊ 腎臓内科医師	（ １ 人）	＊ 呼吸器内科医師	（ １ 人）
＊ 小児外科医師	（ １ 人）	＊ 消化器科医師	（ １ 人）

＊の医師は、書類審査のみ行っています。

嘱託医師の審査日

- 整形外科　　月曜日（月４～５回）、火曜日（月２回）
- 眼科　　金曜日（月２回）
- 耳鼻咽喉科　　火曜日（月２回）、木曜日（月２回）
- 精神科　　火曜日（月４回）、水曜日（月２回）※3

福岡市立心身障がい福祉センターとの応援・連携	
センターへの応援・連携	センターからの応援・連携
会計年度任用職員（看護師）２人 （内容） ① 視覚障がい者の眼科診察介助 ② 訓練時の健康状態の把握	理学療法士　１人 （内容） ① 補装具適合判定、指導 （義肢・装具、車いす） ② 補装具判定における補助業務

※1 令和７年度より１名増員
※2 令和６年度より１名増員
※3 令和６年度より、火曜日以外の曜日で月に２回審査日を追加

5　業務概要

福岡市障がい者更生相談所は、各区の保健福祉センター(福祉事務所)が受けた、身体障がい者及び知的障がい者からの手帳及び補装具費等の申請や相談に対して、福祉事務所からの依頼により、専門的な知識により相談・判定及び指導などを行っています。

また、障がい者本人や家族、他機関からの電話や来所による相談にも応じています。

その他、指定医師や福祉関係職員の研修会を実施しています。具体的な内容は次のとおりです。

①　身体障害者更生相談所に係る業務 ア　身体障害者手帳の認定 イ　補装具の相談・判定 ウ　自立支援医療（更生医療）の相談・判定 エ　身体障害者福祉法第１５条に基づく医師の指定に関する事務 オ　障害者総合支援法第５９条に基づく自立支援医療機関(更生医療・育成医療)に関する事務 カ　指定医師研修会 キ　関係職員研修
②　知的障害者更生相談所に係る業務 ア　療育手帳の判定 イ　知的障がい者の相談指導 ウ　関係職員研修

Ⅱ　身体障害者更生相談所関係業務

1　身体障害者手帳の認定

（1）　業務の概要

手帳の認定は、各区の保健福祉センター（福祉事務所）からの依頼を受けて、障がい者更生相談所が障がいの有無や障がいの程度を認定し、各区の保健福祉センター（福祉事務所）が手帳の作成・交付事務を行っています。

なお、障がいの程度が身体障害者福祉法に定める障がいに該当しないと思われるケース等については、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会に諮問しています。

（2）　認定件数

区　　分	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
新　　規	3,042	3,252	3,215	3,177	3,274
再認定・障がいの追加・等級変更	1,967	1,773	1,646	1,706	1,772
却　　下	76	85	56	76	47
返戻・取り下げ等	67	59	60	67	32
計	5,152	5,169	4,977	5,026	5,125

2　補装具の判定件数

補装具については、要否判定とその後の適合判定を行っています。
原則として、医師の診断した意見書による書類判定を行っていますが、補装具の種類や本人の状況によっては、申請者が来所して判定を受けることもあります。

（1）種類別判定件数

区分	内訳	3年度	内訳	うち適合	4年度	内訳	うち適合	5年度	内訳	うち適合	6年度	内訳	うち適合	7年度	内訳	うち適合
義手	殻構造	13	13	7	23	23	11	23	21	10	20	20	8	7	7	5
	骨格構造		0	0		0	0		2	1		0	0		0	0
義足	殻構造	150	27	14	116	14	7	136	17	9	103	11	4	120	13	7
	骨格構造		123	61		102	48		119	60		92	48		107	55
装具	下肢装具	655	563	268	636	526	267	713	610	308	677	597	285	753	648	329
	靴型装具		64	28		77	38		84	43		59	29		75	33
	体幹装具		15	7		14	8		9	5		13	7		9	4
	上肢装具		13	5		19	12		10	5		8	3		21	10
姿勢保持装置		79	79	35	61	61	29	69	69	34	63	63	33	60	60	30
車椅子	普通型	261	171	85	254	171	84	281	167	84	267	150	73	333	205	98
	手押し型		84	40		23	9		25	14		37	15		10	9
	その他		6	5		60	23		89	41		80	40		118	56
電動車椅子	普通型（4.5km/h）	43	0	0	62	1	0	68	1	1	63	0	0	62	1	0
	普通型（6.0km/h）		6	3		7	3		9	4		13	6		11	5
	簡易型		28	12		44	19		48	25		42	18		38	21
	その他		9	3		10	6		10	4		8	2		12	7
重度障害者用意思伝達装置		15	15	3	11	11	－	10	10	8	17	17	6	16	16	2
補聴器	高度難聴用ポケット型	302	17	－	318	20	－	321	15	－	328	12	－	352	19	－
	高度難聴用耳掛け型		204	－		218	－		220	－		243	－		240	－
	重度難聴用ポケット型		5	－		3	－		4	－		3	－		4	－
	重度難聴用耳掛け型		67	－		68	－		73	－		62	－		76	－
	高度難聴用耳あな型		8	－		5	－		9	－		6	－		8	－
	骨導型		0	－		0	－		0	－		0	－		1	－
	FM型		1	－		0	－		0	－		0	－		0	－
	非該当		0	－		1	－		0	－		0	－		0	－
	その他		0	－		3	－		0	－		2	－		4	－
眼鏡	コンタクトレンズ・矯正用・遮光用	0	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
合計			1,518	576		1,481	564		1,621	656		1,538	577		1,703	671

注）　判定件数＝支給・修理の要否判定件数＋適合判定の件数

（2）方法別判定件数

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
書類判定	1,044	1,002	1,144	1,165	1,295
来所判定	468	470	469	363	394
巡回判定	6	9	8	10	14
合計	1,518	1,481	1,621	1,538	1,703

注）　巡回判定については、職員が訪問のうえ判定した件数。

3　自立支援医療（更生医療）の判定件数（障がい区分別）

自立支援医療（更生医療）は、永続する障がいの軽減を目的とするものです。
給付の対象となる医療は、当該障がいに対し、確実な治療の効果が期待できるものに限られ、他の法令等に基づく医療により治療される部分については対象になりません。

区分		３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
視覚		0	0	0	0	0
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく		4	3	4	4	3
肢体不自由	関節の手術	50	37	21	19	19
	術後のリハビリ	9	5	2	1	0
	筋腱の手術	0	0	0	2	2
	骨の手術	0	0	1	0	1
	脊柱・脊髄の手術	0	0	0	0	0
	その他	1	0	0	0	3
小　計		60	42	24	22	25
心臓	バイパス術	25	31	33	29	23
	ペースメーカー関係の手術	407	456	425	530	445
	弁の手術	166	209	207	208	230
	血管（動脈・静脈）の手術	5	3	7	13	15
	ＰＴＣＡ・ステント留置術	0	1	0	2	3
	先天性心疾患の手術	0	0	0	0	1
	植え込み型除細動器植え込み術	57	77	79	76	60
	その他	1	0	0	16	30
小　計		661	777	751	874	807
じん臓	血液透析	405	430	328	426	292
	腹膜透析（ＣＡＰＤ）	17	25	12	8	12
	人工透析＋その他	125	89	143	228	168
	じん移植	19	20	22	38	20
	抗免疫療法	0	9	5	20	9
	その他	12	8	22	33	19
小　計		578	581	532	753	520
免疫		34	59	80	62	59
肝臓	肝移植	0	1	1	3	0
	抗免疫療法	5	3	3	7	4
	抗免疫療法＋その他	4	3	1	0	0
小　計		9	7	5	10	4
合計		1,346	1,469	1,396	1,725	1,418

４　身体障害者福祉法第１５条に基づく医師の指定

（１）業務の概要

医師の申請により身体障害者福祉法第１５条に規定される指定医師の審査を行っています。指定にあたっては、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会に諮問しています。

（２）令和７年度の指定状況

・新規指定　98 人
・県内からの転入　13 人
・異動等　177 人

（３）１５条指定医師数

区分	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
視覚	207	211	211	219	227
聴覚等	152	155	155	162	171
音声等	30	37	40	48	49
肢体等	160	165	173	181	184
肢体	524	547	563	577	597
心臓	258	277	283	297	305
じん臓	117	114	121	126	123
呼吸器	161	167	174	173	177
ぼうこう直腸	245	262	270	280	287
小腸	90	94	97	100	101
免疫	12	12	13	13	15
肝臓	91	97	97	100	106
合計	2,047	2,138	2,197	2,276	2,342

注）人員は各年度末現在の延べ人数による。

聴覚等　：　聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく機能障害
音声等　：　音声・言語、そしゃく機能障害
肢体等　：　肢体、平衡、音声・言語、視覚・聴覚機能障害※

※　肢体等の視覚・聴覚機能障害とは、腫瘍・神経障害等による視力・聴力喪失者をいう。

５　障害者総合支援法第５９条に基づく自立支援医療機関の指定

（１）業務の概要

医療機関の申請により、障害者総合支援法第５９条に規定される指定自立支援医療機関　（更生医療・育成医療）の審査を行っています。
指定にあたっては、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会に諮問しています。

（２）令和７年度の指定状況

・新規指定　72 件
・変更　170 件
・辞退等　31 件

（３）指定自立支援医療機関数　1,018 医療機関　（令和８年３月３１日現在）

・病院及び診療所　141 医療機関
・薬局　737 医療機関
・訪問看護ステーション　140 医療機関

（４）医療の種類別指定数

区分	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
眼科	3	3	3	3	3
耳鼻咽喉科	3	3	3	3	3
口腔	5	5	5	5	4
歯科矯正	26	25	25	24	24
整形外科	15	15	15	15	15
形成外科	3	3	3	3	3
中枢神経	2	2	2	2	2
脳神経外科	2	2	2	2	2
心臓脈管外科	18	18	18	18	18
心臓移植	1	1	1	1	1
腎臓	54	53	53	52	52
腎移植	3	3	4	6	6
小腸	1	1	1	1	1
肝臓移植	1	1	1	1	1
免疫	4	4	5	5	6
薬局	621	647	668	704	737
訪問看護	79	93	114	132	140
合計	841	879	923	977	1,018

注）医療機関の中には、複数の医療の種類を指定している医療機関がある。

6　指定医師研修会

（1）目的

身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者手帳の交付事務において、身体障害認定基準に基づき公平・適正な障害認定事務が実施できるよう、身体障害者福祉法第１５条により指定した医師等に、認定基準等の必要な知識を習得していただくことを目的としています。

（2）実施状況

年度	開催日	会場	障がい区分	指定医師数 （出席者数）
３年度	１月２０日　オンラインにて実施 ＊定員 46 名		肢体不自由	７０６人 （３７人）
４年度	２月１０日　オンラインにて実施 ＊定員 47 名		じん臓機能障害	１１３人 （３０人）
５年度	２月２２日　オンラインにて実施 ＊定員 47 名		呼吸器機能障害	１７９人 （２７人）
６年度	２月２７日　オンラインにて実施 ＊定員 47 名		肝臓機能障害	１０１人 （３０人）
７年度	２月２５日　オンラインにて実施 ＊定員 60 名		肢体不自由	７９９人 （５９人）

（3）その他

多くの医師に参加していただくために福岡市医師会との共催とし、日医生涯教育講座の単位取得対象研修としています。

7　関係職員研修（知的障害者更生相談所関係業務を含む）

（1）目的

各区の保健福祉センター（福祉事務所）の担当職員を対象に、障がい者更生相談所の業務について研修を行っています。

（2）開催実績（会場：心身障がい福祉センター）

- 令和 3 年度
 新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から実施見送り

- 令和 4 年度
 R4.11.2　身体障害者手帳・自立支援医療（更生医療）・補装具・療育手帳関係業務研修会
 ※7 月実施予定であったが、コロナウィルス感染拡大防止の観点から延期して実施したもの

- 令和 5 年度
 R5.7.26　身体障害者手帳・自立支援医療（更生医療）・補装具・療育手帳関係業務研修会

- 令和 6 年度
 R6.8.2　身体障害者手帳・自立支援医療（更生医療）・補装具・療育手帳関係業務研修会

- 令和 7 年度
 R7.8.8　身体障害者手帳・自立支援医療（更生医療）・補装具・療育手帳関係業務研修会

注）本研修の主催は、福岡市福祉局障がい者部障がい在宅福祉課である。

Ⅲ　知的障害者更生相談所関係業務

1　療育手帳の判定（更生相談所判定分）

（１）判定件数

区分		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
新規判定	新規申請	167	92	180	81	237	107	232	114	232	113
	転入新規		75		99		130		118		119
再判定			649		537		631		826		637
合計			816		717		868		1058		869

（２）方法別判定状況

区分		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
面接判定	新規判定	260	94	266	82	598	113	735	120	649	118
	再判定		166		184		485		615		531
書類判定	新規判定	556	73	451	98	270	124	323	112	220	114
	再判定		483		353		146		211		106
合計			816		717		868		1058		869

※新型コロナウィルス感染拡大防止対策のため、令和2～4年度は
再判定の書類判定件数が増加。

（３）障がい程度別判定状況

区分		最重度（Ａ１）	重度（Ａ２）	重度・合併（Ａ３）	中度（Ｂ１）	軽度（Ｂ２）	非該当
3年度		42	130	12	231	400	1
4年度		25	145	14	219	311	3
5年度		40	143	17	255	396	17
6年度		49	180	18	335	468	8
7年度	新規	10	7	0	52	150	13
	再判定	32	120	9	216	257	3
	合計	42	127	9	268	407	16

（４）年代別判定状況

区分		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
3年度		176	424	125	67	11	13
4年度		113	386	120	63	27	8
5年度		71	548	140	76	28	5
6年度		224	591	134	60	37	12
7年度	新規	51	78	34	37	23	9
	再判定	198	361	53	18	7	0
	合計	249	439	87	55	30	9

2　相談の項目及び件数

区分	相談内容								
	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
3年度	1 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	4 (0)	0 (0)	871 (2)	315 (0)	1,196 (2)
4年度	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	796 (1)	293 (0)	1,092 (1)
5年度	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	957 (0)	340 (0)	1,299 (0)
6年度	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1,206 (5)	425 (0)	1,636 (5)
7年度	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1,000 (3)	437 (0)	1,441 (3)

※（　）については当所判定員が訪問した件数で内数

※相談内容の区分（１ケースで複数の区分に該当する場合は複数計上）

「施設」：施設利用相談　「職業」：就労相談
「生活」：年金など制度や生活についての相談
「療育手帳」：療育手帳の判定及び相談
「その他」：障がいの程度証明書交付や資料照会、職安や警察からの照会

3　判定の項目及び件数

区分	判定内容				判定書等交付件数			
	医学的判定	心理判定	その他の判定	計	障がい支援区分	療育手帳	その他	計
3年度	82 (0)	816 (2)	0 (0)	898 (2)	0 (0)	816 (2)	240 (0)	1,056 (2)
4年度	64 (0)	717 (1)	0 (0)	781 (1)	0 (0)	717 (1)	221 (0)	938 (1)
5年度	105 (0)	868 (0)	0 (0)	973 (0)	0 (0)	868 (0)	240 (0)	1,108 (0)
6年度	102 (0)	1,058 (5)	0 (0)	1,160 (5)	0 (0)	1,058 (5)	322 (0)	1,380 (5)
7年度	104 (0)	869 (3)	0 (0)	973 (3)	0 (0)	869 (3)	329 (0)	1,198 (3)

※（　）については当所判定員が訪問した件数で内数

※判定内容の区分（１ケースで複数の区分に該当する場合は複数計上）

「医学的判定」：療育手帳（新規および再判定のうち、医学的判定を要したもの）
「心理判定」　：療育手帳（新規・再判定）

※判定書交付件数の区分（１ケースで複数の区分に該当する場合は複数計上）

「療育手帳」：書類判定を含む。
「その他」　：障がいの程度証明書交付、情報提供

Ⅳ　資料

1　福岡市の障害者手帳交付台帳登載数

（令和８年３月３１日現在）

区　分	福岡市人口（人）	身体障害者手帳	療育手帳	合計
		台帳登載数（人）	台帳登載数（人）	台帳登載数（人）
東　区	340,487	10,901	3,618	14,519
博多区	264,746	7,402	2,212	9,614
中央区	216,203	5,345	1,303	6,648
南　区	271,098	8,601	2,805	11,406
城南区	134,170	4,330	1,214	5,544
早良区	225,416	7,449	2,408	9,857
西　区	212,971	7,213	2,384	9,597
全　市	1,665,091	51,241	15,944	67,185

注）人口は、令和８年４月１日現在の推計人口による。

※　出現率の年度別推移

（各年度末現在）
（単位：％）

区　分	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
身体障害者手帳交付者	3.20	3.17	3.14	3.09	3.08
療育手帳交付者	0.83	0.86	0.89	0.92	0.96

※「出現率」：人口に対する手帳交付者の割合

（１）身体障害者手帳交付台帳登載数

①　変動状況　　（各年度末現在）

（単位：人）

区　　分		３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
年度内変動	新規交付	3,042	3,252	3,215	3,177	3,274
	市外からの転入等	557	682	554	563	502
	転出・返還等	3,922	3,970	3,878	4,107	3,810
台帳登載者		51,787	51,751	51,642	51,275	51,241

②　区別内訳　　（令和８年３月３１日現在）

（単位：人）

区　　分		計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
年度内変動	新規交付	3,274	721	434	349	539	272	492	467
	市外からの転入等	502	109	85	66	39	29	73	101
	転出・返還等	3,810	765	543	361	593	327	569	652
台帳登載者		51,241	10,901	7,402	5,345	8,601	4,330	7,449	7,213

③　区別・障がい程度別の交付台帳登載数　　（令和８年３月３１日現在）

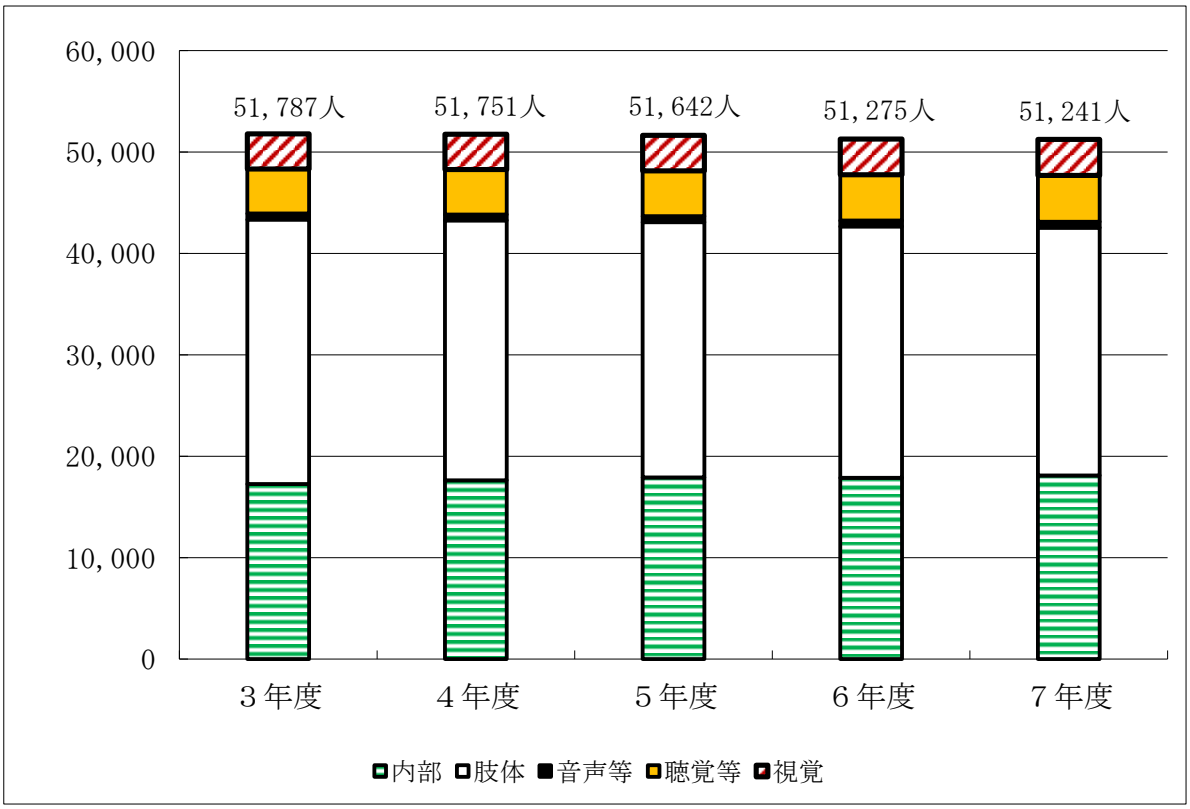
（単位：人）

区　　分		計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
１級	18歳未満	567	170	82	46	87	42	73	67
	18歳以上	17,058	3,565	2,440	1,752	2,970	1,465	2,480	2,386
２級	18歳未満	206	56	19	18	28	17	42	26
	18歳以上	7,338	1,582	1,112	718	1,183	607	1,088	1,048
３級	18歳未満	137	29	14	13	22	10	25	24
	18歳以上	6,643	1,442	1,016	714	1,074	556	954	887
４級	18歳未満	77	24	10	7	13	5	10	8
	18歳以上	11,865	2,536	1,723	1,270	2,005	1,007	1,653	1,671
５級	18歳未満	23	7	3	1	3	0	7	2
	18歳以上	3,612	714	475	413	616	322	554	518
６級	18歳未満	87	24	7	7	16	5	17	11
	18歳以上	3,628	752	501	386	584	294	546	565
計		51,241	10,901	7,402	5,345	8,601	4,330	7,449	7,213

④　障がい別の交付台帳登載数の年度別推移　　（各年度末現在）

（（）は内数，単位：人）

障がい区分		３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
視覚障がい		3,464	3,481	3,504	3,522	3,553
聴覚・平衡機能障がい		4,387	4,439	4,467	4,511	4,569
内訳	（聴覚）	(4,353)	(4,405)	(4,435)	(4,475)	(4,533)
	（平衡）	(34)	(34)	(32)	(36)	(36)
音声・言語・そしゃく機能障がい		599	579	590	582	585
肢体不自由		26,077	25,628	25,172	24,788	24,432
内部障がい		17,260	17,624	17,909	17,872	18,102
内訳	（心臓）	(9,388)	(9,593)	(9,724)	(9,785)	(9,929)
	（じん臓）	(4,472)	(4,543)	(4,573)	(4,467)	(4,449)
	（呼吸器）	(554)	(542)	(566)	(553)	(553)
	（ぼうこう・直腸）	(2,044)	(2,100)	(2,164)	(2,154)	(2,240)
	（小腸）	(47)	(46)	(48)	(49)	(48)
	（免疫）	(569)	(612)	(641)	(660)	(677)
	（肝臓）	(186)	(188)	(193)	(204)	(206)
合計		51,787	51,751	51,642	51,275	51,241



※障がい区分を超えて障がいが重複している場合、主たる障がいで計上している。

⑤　障がいの程度別の交付台帳登載数　（令和８年３月３１日現在）

（（ ）は内数、単位：人）

区　分		計	１級	２級	３級	４級	５級	６級
視覚障がい		3,553	1,362	1,201	167	214	470	139
聴覚・平衡機能障がい		4,569	438	897	436	1,018	36	1,744
内訳	(聴覚)	(4,533)	(438)	(894)	(430)	(1,017)	(10)	(1,744)
内訳	(平衡)	(36)	(0)	(3)	(6)	(1)	(26)	－
音声･言語･そしゃく機能障がい		585	23	38	301	223	－	－
肢体不自由		24,432	4,727	5,066	3,823	5,855	3,129	1,832
内部障がい		18,102	11,075	342	2,053	4,632	－	－
内訳	(心臓)	(9,929)	(6,137)	(102)	(1,539)	(2,151)	－	－
内訳	(じん臓)	(4,449)	(4,417)	(1)	(20)	(11)	－	－
内訳	(呼吸器)	(553)	(197)	(15)	(175)	(166)	－	－
内訳	(ぼうこう・直腸)	(2,240)	(23)	(19)	(129)	(2,069)	－	－
内訳	(小腸)	(48)	(16)	(2)	(11)	(19)	－	－
内訳	(免疫)	(677)	(121)	(180)	(168)	(208)	－	－
内訳	(肝臓)	(206)	(164)	(23)	(11)	(8)	－	－
計		51,241	17,625	7,544	6,780	11,942	3,635	3,715

⑥　区・障がい別の交付台帳登載数　（令和８年３月３１日現在）

（（ ）は内数、単位：人）

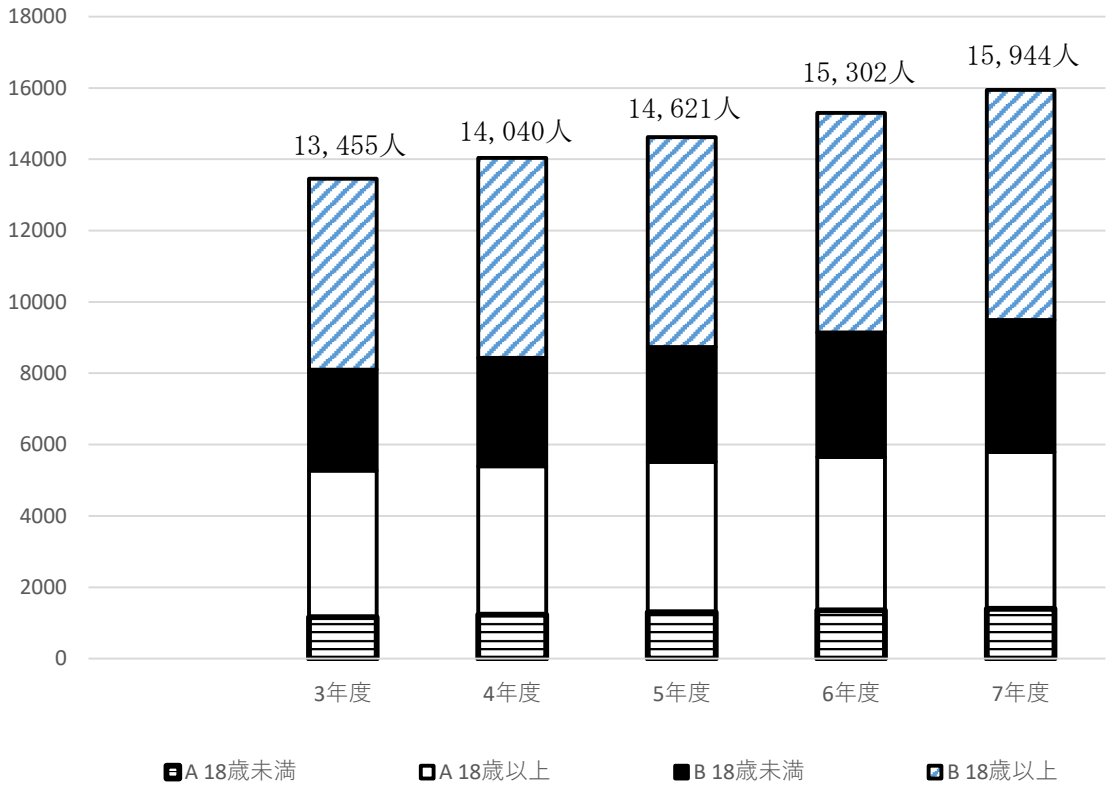
区　分		計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
視覚障がい		3,553	681	511	415	617	299	520	510
聴覚・平衡機能障がい		4,569	953	651	432	743	346	698	746
内訳	(聴覚)	(4,533)	(947)	(645)	(427)	(738)	(345)	(690)	(741)
内訳	(平衡)	(36)	(6)	(6)	(5)	(5)	(1)	(8)	(5)
音声･言語･そしゃく機能障がい		585	133	79	65	115	42	71	80
肢体不自由		24,432	5,344	3,506	2,421	4,061	2,118	3,517	3,465
内部障がい		18,102	3,790	2,655	2,012	3,065	1,525	2,643	2,412
内訳	(心臓)	(9,929)	(2,066)	(1,286)	(1,082)	(1,665)	(852)	(1,568)	(1,410)
内訳	(じん臓)	(4,449)	(933)	(715)	(460)	(792)	(374)	(621)	(554)
内訳	(呼吸器)	(553)	(126)	(85)	(53)	(93)	(53)	(73)	(70)
内訳	(ぼうこう・直腸)	(2,240)	(492)	(323)	(258)	(394)	(184)	(301)	(288)
内訳	(小腸)	(48)	(11)	(11)	(5)	(3)	(4)	(7)	(7)
内訳	(免疫)	(677)	(114)	(210)	(122)	(86)	(39)	(52)	(54)
内訳	(肝臓)	(206)	(48)	(25)	(32)	(32)	(19)	(21)	(29)
計		51,241	10,901	7,402	5,345	8,601	4,330	7,449	7,213

（２）　療育手帳交付台帳登載数

①　障がい程度別年度推移　　（各年度末現在）

（単位：人）

区分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
A	18歳未満	1,158	1,233	1,300	1,355	1,396
	18歳以上	4,111	4,163	4,210	4,299	4,394
	小　　計	5,269	5,396	5,510	5,654	5,790
B	18歳未満	2,835	3,031	3,225	3,491	3,702
	18歳以上	5,351	5,613	5,886	6,157	6,452
	小　　計	8,186	8,644	9,111	9,648	10,154
計		13,455	14,040	14,621	15,302	15,944



② 変動状況

（各年度末現在）
（単位：人）

区分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
年度間変動	新規交付	684	727	750	845	788
	市外からの転入	126	155	146	137	158
	転出・返還等	253	297	315	301	304
台帳登載数		13,455	14,040	14,621	15,302	15,944

③ 区別内訳

（令和８年３月３１日現在）
（単位：人）

区　　分		計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
A	18歳未満	1,396	374	174	119	226	110	190	203
	18歳以上	4,394	904	572	375	844	352	644	703
B	18歳未満	3,702	798	487	259	624	241	692	601
	18歳以上	6,452	1,542	979	550	1,111	511	882	877
計		15,944	3,618	2,212	1,303	2,805	1,214	2,408	2,384
		100%	22.7%	13.8%	8.2%	17.6%	7.6%	15.1%	15.0%

２　福岡市障がい者更生相談所条例

平成 12 年 3 月 27 日
条例第 18 号
（平成 17 条例 110・題名改称）

改正　平成 17 年 6 月 23 日条例第 110 号
平成 18 年 3 月 30 日条例第 17 号
平成 25 年 3 月 28 日条例第 41 号

（設置）

第１条　身体障がい者及び知的障がい者の更生の援助及び必要な保護のため、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条の規定に基づき、福岡市障がい者更生相談所（以下「相談所」という。）を福岡市中央区長浜一丁目に設置する。

２　相談所の所管区域は、本市の全域とする。

（平成 17 条例 110・一部改正）

（業務）

第２条　相談所は、身体障がい者及び知的障がい者の福祉に関し、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（１）　身体障害者福祉法第 10 条第１項第２号ロからニまでに掲げる業務

（２）　知的障害者福祉法第 11 条第１項第２号ロ及びハに掲げる業務

（３）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 22 条第 2 項及び第 3 項、第 74 条第 1 項並びに第 76 条第 3 項に規定する業務

（平成 18 条例 17・全改・一部改正、平成 25 条例 41・一部改正）

（委任）

第３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則　抄

（施行期日）

この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 17 年６月 23 日条例第 110 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 18 年３月 30 日条例第 17 号）

この条例中第１条の規定は、平成 18 年４月１日から、第２条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年 3 月 28 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 6 条から第 9 条までの規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3　福岡市立心身障がい福祉センターの概要

福岡市立心身障がい福祉センターは、障がい児の早期発見、早期療育の中枢的機関として、また成人の障がい者に対するリハビリテーション部門として、昭和54年5月に開設されました。

なお、平成11年に愛称募集により、「あいあいセンター」と名づけられました。

(1)　設　　置　　福岡市

(2)　管 理 運 営　　社会福祉法人　福岡市社会福祉事業団

(3)　建　　物

敷地面積　　1,291㎡

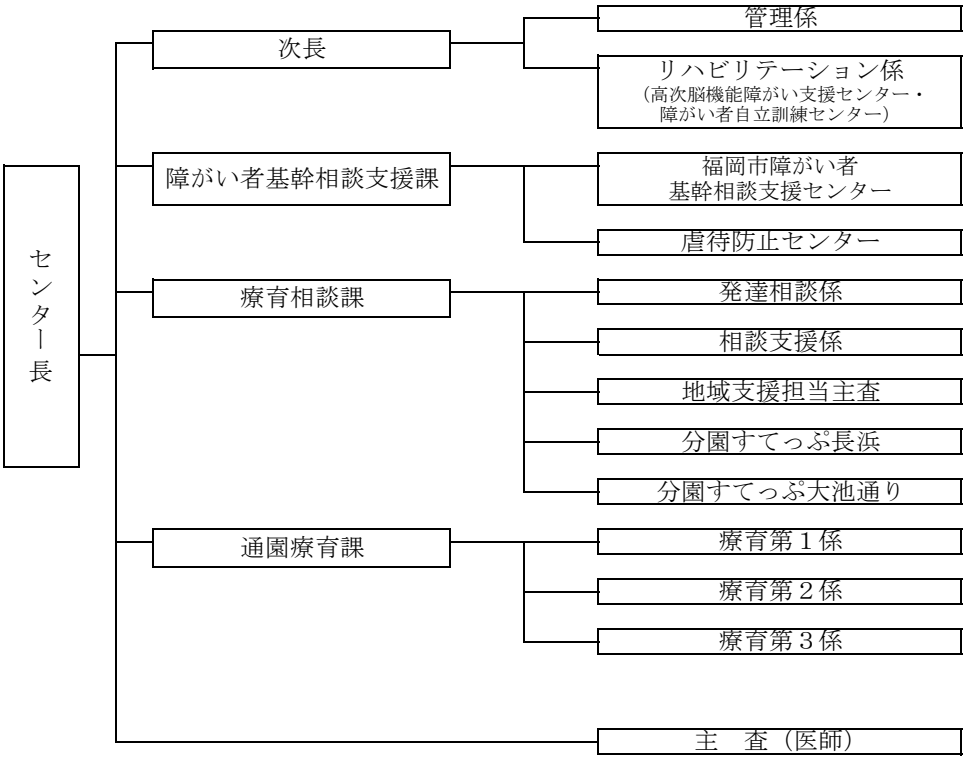
延床面積　　6,219.49㎡

建物の構造　　鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階、地上7階

(4)　建物の配置

地　下	調理室、電気、機械室
1　階	受付、センター長室、管理事務室、多目的ルーム、ベビーケアルーム
2　階	肢体不自由児、聴覚・言語障がい児部門
3　階	知的障がい児、発達障がい児部門、 視覚障がい児部門
4　階	高次脳機能障がい支援センター 障がい者自立訓練センター（身体・高次脳機能、発達） 福岡市障がい者基幹相談支援センター
5　階	福岡市障がい者更生相談所、診察室、検査室、医局
6　階	児童相談部門 障がい者自立訓練センター（視覚）
7　階	研修室（大、中、小）、会議室（和、洋）
屋　上	屋外遊戯場

(5)　機　　構



案　内　図

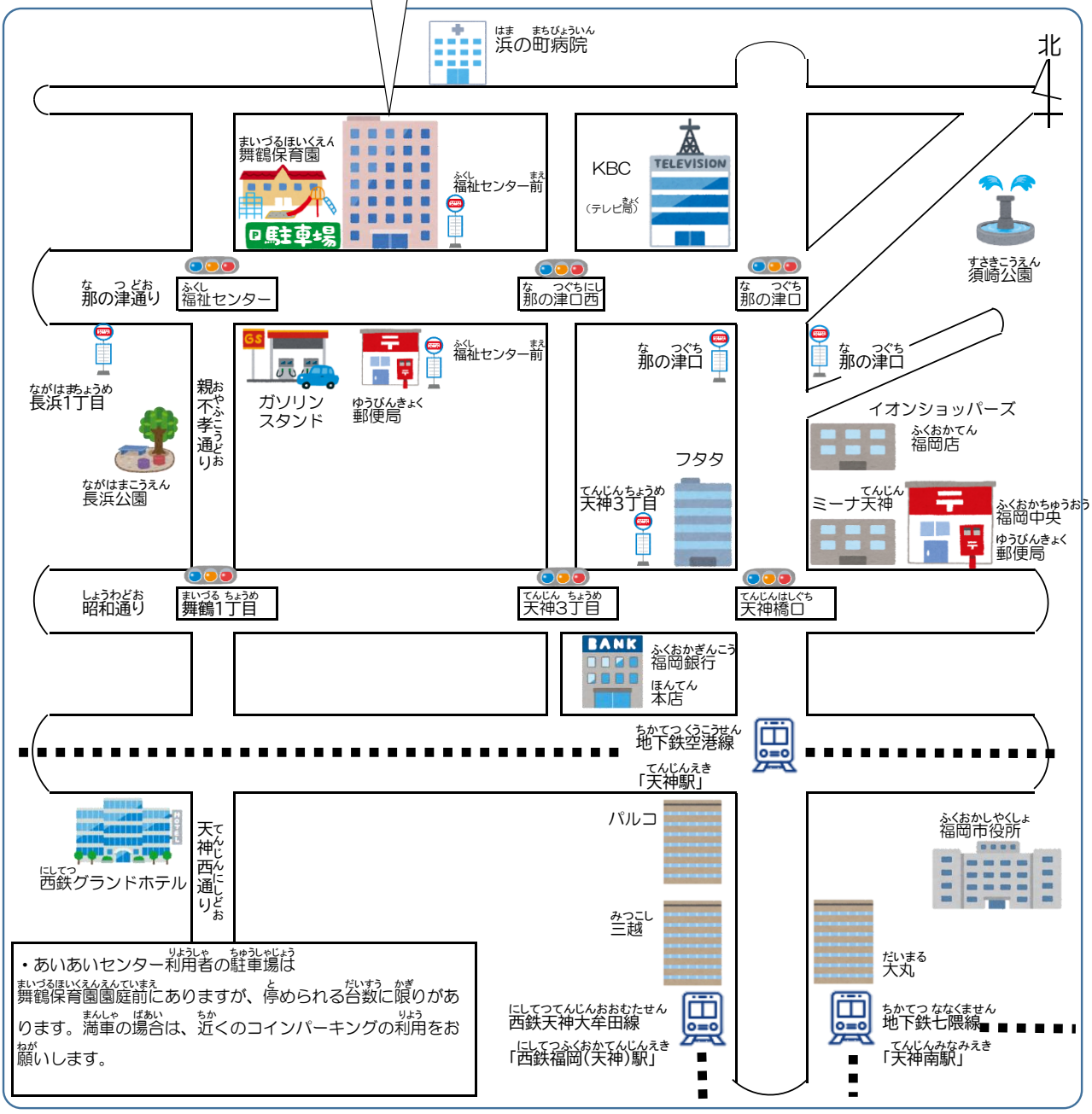
福岡市障がい者更生相談所

あいあいセンター（福岡市立心身障がい福祉センター）　5階

住所：福岡市中央区長浜1丁目2番8号　電話番号：092-713-8900

西鉄バス：「福祉センター前」下車　徒歩1分　※博多駅からは行先番号68番
「那の津口」下車　徒歩5分
「天神3丁目」下車　徒歩10分
地下鉄空港線：「天神駅」下車　徒歩12分
地下鉄七隈線：「天神南駅」下車　徒歩20分
西鉄天神大牟田線：「西鉄福岡（天神）駅」下車　徒歩15分





・あいあいセンター利用者の駐車場は舞鶴保育園園庭前にありますが、停められる台数に限りがあります。満車の場合は、近くのコインパーキングの利用をお願いします。

令和８年度　業務概要
（令和７年度実績）

発行日　　令和８年８月

編集発行　福岡市障がい者更生相談所
〒８１０－００７２
福岡市中央区長浜１丁目２－８
福岡市立心身障がい福祉センター５階
電話　　０９２－７１３－８９００
ＦＡＸ　０９２－７１５－３５８７
E-mail　shogaishasodan.PWB@city.fukuoka.lg.jp